

令和3年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項
 (居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

- ・本県が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日(木)とする取扱いとします。
- ・加算等の算定内容に変更がなく、「LIFEへの登録」が「1 なし」の場合、届出の必要はありません。届出がない場合、「LIFEへの登録」は「1 なし」として処理します。(今回の改定で、(介護予防)居宅療養管理指導で「LIFEへの登録」が「2 あり」を必須とする加算はありません。)

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別添届出書)	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人等の所在地・名称、代表者の職・氏名」欄を記入 ・「届出者」の名称・事務所の所在地、「代表者」の職・氏名・住所の欄と、「事業所」の所在地、「管理者」の氏名・住所の欄を、取り違えないよう注意 ・フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号・Email等に記入漏れがないよう注意 ・「実施事業」欄は、「訪問看護」、「介護予防訪問看護」に○印 ・「指定(許可)年月日」欄に記入 ・「異動等の区分」欄は、該当項目に○印 ・「介護保険事業所番号」は、誤記入に注意 ・「異動項目」欄及び「特記事項」の「変更後」欄に内容を具体的に記入 ※例えば、「○○○体制を追加」等と記入
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)、 (別紙1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「記入担当者氏名」欄に、記入 ・「事業所番号」欄は、誤記入に注意 ・「事業所名」欄に誤って法人名等を記入しないよう注意 ・「記入担当者電話番号」、「異動区分」、「事業所電話番号」の各欄の記入漏れに注意
適用開始年月日	・「体制等に関する届出書」の「異動(予定)年月日」欄と同じ日付を記入
施設等の区分	・該当の施設区分に○を付けること
LIFEへの登録	・区分に○を付けること

事前に届出を要する加算と必要な添付書類

体制等	必要な添付書類
特別地域加算	必要な添付書類 なし ※対象地域に事業所が所在していること
中山間地域等における小規模事業所加算	①中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書(別紙2) ※対象地域に事業所が所在していること ※居宅療養管理指導は、1月当たりの平均延訪問回数が50回以下であること。介護居宅療養管理指導は、1月当たりの平均延訪問回数が5回以下であること。 ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能。